



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 1 5 号 令和 2 年 6 月 2 3 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 3 6	指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件	長寿いきがい課
4 3 7	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 3 8	同	同
4 3 9	土地改良事業計画を定めた件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5	貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第四百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
住 所 板野郡北島町江尻字内中須一番地
代表者 工場長 池田雄一

2 工場又は事業場

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場（北島事業所）
所在地 板野郡北島町江尻字内中須一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号口に規定するろ過施設及び同号二に規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年六月二十三日から

令和二年七月十四日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び北島町まちみらい課

徳島県告示第四百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和二年六月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	有限会社A U , S
指定居宅サービス事業者	所 在 地	徳島市昭和町八丁目九一番地六
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	あんしん福祉サービス徳島
指定居宅サービス事業を行う事業所	所 在 地	徳島市昭和町八丁目九一番地六
サービスの種類	種 類	訪問介護
取消年月日		令和二年六月十九日

徳島県告示第四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年六月二十三日から同年十月二十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年六月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 家電住まいる館YAMADA徳島本店
所在地 徳島市中吉野町四丁目二番地二ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地一一	山田 昇

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ヤマダ電機テックランド徳島本店

変更後 家電住まいる館YAMADA徳島本店

4 変更年月日

3一)に係る変更 平成二十年七月一日

3二)に係る変更 令和元年十二月三日

二 届出年月日

令和二年六月四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年六月二十三日から同年十月二十三日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年六月二十三日から同年十月二十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年六月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 家電住まいる館YAMADA徳島本店
所在地 徳島市中吉野町四丁目二番地二ほか

3 変更事項

駐車場の収容台数
変更前 五七〇台
変更後 三一〇台

4 変更年月日

令和三年二月五日

二 届出年月日

令和二年六月四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年六月二十三日から同年十月二十三日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部

企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

第一金清池地区

二 申請人

阿波市市場町興崎字北分一三七番地 松本勝ほか十七名

三 縦覧期間

令和二年六月三十日から

令和二年七月二十九日まで

四 縦覧場所

阿波市役所

徳島県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年6月23日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和2年9月25日（金）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

香川地域職業訓練センター

（香川県高松市郷東町587番地1 電話087-882-5464）

3 受検定員

10人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所地を有する者

(2) 徳島県外に住所地を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和2年8月3日（月）から同年8月7日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検

定申請者」という。)のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書(検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。)1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面(以下「住所地疎明書面」という。)又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則(平成18年徳島県公安委員会規則第15号)第9条第1項に規定する警備員所属証明書(以下「警備員所属証明書」という。)1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類(以下「検定申請書等」という。)は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和2年8月24日(月)から同月28日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票(検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。)は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革(ベルト)、帽子(警備員の制服として

使用している帽子，ヘルメット等）又は運動帽，雨着（雨天時に使用する。）及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし，警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやＴシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は，検定の当日，検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては，その当日に検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は，徳島県公安委員会，香川県公安委員会，愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は，住民票の記載に従い，丁目，番地，番，大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは，徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお，検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。